

周南市監査委員 山下敏彦

周南市監査委員 田中和末

定期監査結果の報告に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し市長等に提出しましたが、同条第12項の規定により当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、公表します。

1 監査の対象

中心市街地整備部

中心市街地整備課

2 監査の範囲

平成27年4月から平成28年1月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査に当たった監査委員

山下敏彦

田村勇一

4 監査の実施期間

平成28年4月6日から平成28年6月10日まで

5 監査の結果に基づき措置を講じた内容

中心市街地整備課

(1) 収入事務

ア 納期限の記載がなかった行政財産の目的外使用料の調定書及び納入通知書について、今後は適正に処理します。

(2) 契約事務

ア 職務権限規程に基づく決裁がされていなかった検査調書の受理について、職務権限規程に基づく決裁をしました。